

令和8年4月10日

保護者各位

鏡野町立鏡野中学校長 椋代 孝

安心して学ぶことのできる学校生活を送るために

陽春の候、保護者の皆様方におかれましては、ますますご健勝のことと存じます。平素より、本校の教育活動に関しまして多大なご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。本年度も新入生118名を迎え、全校生徒・教職員一同、気持ちを新たに日々の学習や活動に取り組んでおります。

さて、本校では「秩序と規律のある学校生活」「生徒の学習権の保障」を最優先課題と位置づけ、生徒の問題行動に対しまして、次のような対応を原則とさせていただいております。子どもたちの安全を守り、安心して学ぶことのできる学校生活の確立に向けて、保護者の皆様方に一層のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 暴力・いじめ及びそれに準ずる行為

- 保護者に連絡し、状況を説明します。
- 場合によっては、関係機関に連絡し、協力しながら解決をしていくこともあります。
- 状況により、保護者に連絡し、理解を得た上で家庭学習をしていただくこともあります。
- 現場周辺にいた者を含め、調査を行います。

2. 器物損壊

〈壊した者が明らかな場合〉

- 修理に金銭が伴う場合は、関係者に弁償していただく場合もあります。

〈壊した者が不明の場合〉

- 現場周辺にいた者を含め、調査を行います。
- 場合によっては警察に被害届を提出します。

3. 触法行為（喫煙・飲酒など）

- 保護者に連絡し、状況を説明します。
- 目に余る行為や度重なる場合は、保護者に連絡し、理解を得た上で家庭学習をしていただくこともあります。

4. 授業妨害ならびに授業を受けられない等の行為について

〈他の生徒の学習権の保障ができない場合など〉

- 保護者に連絡し、状況を説明します。
- 目に余る行為や度重なる場合は、保護者に連絡し、理解を得た上で家庭学習をしていただくこともあります。

5. 携帯電話（スマートフォン等）、不要物の持ち込み

- 持ち込まれたすべての不要物は担任が預かります。
- 事情があって貴重品（携帯電話・現金等）を持ってくる必要がある場合は、朝、担任が預かり、下校時に返却します。

校内への携帯電話等（スマートフォン等）の持ち込みは禁止しています。

※保護者に連絡し、取りに来ていただきます。

※携帯電話（スマートフォン）を持ち込む際には、事前に申請書を担任まで提出していただきます。

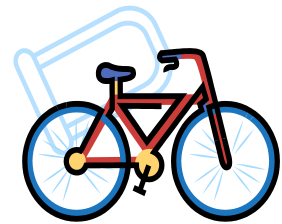
6. 交通安全対策（ノーヘル・2人乗り・傘さし運転など）

ここ数年、本校の交通安全上の大きな課題としてノーヘルの問題があり、地域や関係機関からも年間に数回の連絡等があります。

二人乗りや傘さし、並列運転なども含め、自転車の危険な運転は生徒の『命』に直接関わることでありますので、学校として最優先で取り組みます。

ご家庭でも、ご指導よろしく申し上げます。

- 本人に指導した上で、保護者に連絡します。
- 目に余る行為や度重なる場合は、保護者の理解を得た上で自転車の一時預かりなどの措置を取らせていただきます。
- 自転車による事故も多くなっています。保険への加入をお願いします。
（岡山県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例 加入義務）



7. メールやSNS等の利用によるトラブルについて

- 保護者に連絡し、状況を説明します。
- 目に余る行為や度重なる場合は、保護者の理解とご協力の上、削除などの対応を求めることがあります。

ご家庭での「スマートフォン・パソコン・オンラインゲーム機器等の使用やそれに伴うトラブル」、「学校外での過ごし方」については保護者責任ということをご理解の上でお子様に指導をして下さい。